

## 業務方法書について

## 1 業務方法書とは

業務方法書とは、法人の業務の要領を記載した書類のこと。

法人は、業務方法書について、あらかじめ評価委員会の意見を聴いたうえで、市長の認可を受けなければならない。

## 2 業務方法書を定める手続



## 3 業務方法書の記載事項

業務方法書に記載すべき事項は、市の「公立大学法人長岡造形大学の業務運営並びに財務及び会計に関する規則」で定めている。

（業務方法書の記載事項）

第2条 法第22条第2項の規則に定める業務方法書に記載すべき事項は、次に掲げる事項とする。

- (1) 業務運営の基本方針
- (2) 業務委託の基準
- (3) 競争入札その他契約に関する基本的な事項
- (4) その他法人の業務の執行に関し必要な事項

規則の内容は、「国立大学法人法施行規則」に準拠している。

## 4 業務方法書の記載概要

項目	記載概要
業務運営の基本方針	中期計画に基づき、業務の効率的かつ効果的な運営に努める。
業務委託の基準	業務を効率的かつ効果的に運用するため、業務の一部を委託することができる。
委託契約	委託の際には受託者と委託契約を締結する。
競争入札その他契約に関する基本的な事項	契約を締結する場合には、一般競争入札、指名競争入札又は随意契約の方法による。
その他	法人の業務に関し必要な事項を別に定める。